

令和3年第3回東大和市議会定例会会議録第13号

令和3年9月1日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（30名）

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	阿部晴彦君	市民部長	田村美砂君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	川口荘一君
福祉部参事	伊野宮崇君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	田辺康弘君	学校教育部長	矢吹勇一君
社会教育部長	小俣学君	秘書広報課長	五十嵐孝雄君
財政課長	鈴木俊也君	文書課長	嶋田淳君
情報管理課長	菊地浩君	保険年金課長	岩野秀夫君

課 税 課 長 星 野 宏 徳 君
保 育 課 長 関 田 孝 志 君
障 害 福 祉 課 長 大 法 努 君
ご み 対 策 課 長 中 山 仁 君
都 市 建 設 部 副 参 事 梅 山 直 人 君
建 築 課 長 中 橋 健 君

産 業 振 興 課 長 小 川 泉 君
福 祉 部 副 参 事 石 嶋 洋 平 君
健 康 課 長 志 村 明 子 君
都 市 計 画 課 長 稲 毛 秀 憲 君
土 木 課 長 寺 島 由 紀 夫 君
給 食 課 長 原 里 美 君

議 事 日 程

第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

第 2 会 期 の 決 定

第 3 諸 報 告

(1) 市 長 報 告

(2) 議 長 報 告

第 4 第 4 3 号 議 案 令 和 2 年 度 東 大 和 市 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

第 5 第 4 4 号 議 案 令 和 2 年 度 東 大 和 市 国 民 健 康 保 險 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

第 6 第 4 5 号 議 案 令 和 2 年 度 東 大 和 市 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

第 7 第 4 6 号 議 案 令 和 2 年 度 東 大 和 市 介 護 保 險 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

第 8 第 4 7 号 議 案 令 和 2 年 度 東 大 和 市 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て

第 9 第 4 8 号 議 案 令 和 2 年 度 東 大 和 市 下 水 道 事 業 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て

第 10 第 4 9 号 議 案 令 和 2 年 度 東 大 和 市 下 水 道 事 業 会 計 剰 余 金 の 処 分 に つ い て

第 11 第 6 号 報 告 令 和 2 年 度 東 大 和 市 健 全 化 判 断 比 率 に つ い て

第 12 第 7 号 報 告 令 和 2 年 度 東 大 和 市 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 及 び 東 大 和 市 下 水 道 事 業 会 計 資 金 不 足 比 率 に つ い て

第 13 第 8 号 報 告 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て

第 14 第 3 号 同 意 東 大 和 市 教 育 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て

第 15 第 5 0 号 議 案 東 大 和 市 に お け る 個 人 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 16 第 5 1 号 議 案 東 大 和 市 個 人 情 報 保 護 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 17 第 5 2 号 議 案 東 大 和 市 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 18 第 5 3 号 議 案 東 大 和 市 家 庭 的 保 育 事 業 等 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

第 19 第 5 9 号 議 案 市 道 路 線 の 一 部 廃 止 に つ い て

第 20 第 5 4 号 議 案 令 和 3 年 度 東 大 和 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号)

第 21 第 5 5 号 議 案 令 和 3 年 度 東 大 和 市 国 民 健 康 保 險 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)

第 22 第 5 6 号 議 案 令 和 3 年 度 東 大 和 市 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

第 23 第 5 7 号 議 案 令 和 3 年 度 東 大 和 市 介 護 保 險 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)

第 24 第 5 8 号 議 案 令 和 3 年 度 東 大 和 市 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)

第25 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第25まで

午前 9時30分 開会・開議

○議長（関田正民君） ただいまから、令和3年第3回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（関田正民君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） おはようございます。

去る8月27日、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず初めに、定例会の会期であります、本日9月1日より9月17日までの17日間といたします。

会議録署名議員は、4番 実川圭子議員及び19番 中間建二議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長・議長の諸報告の後、第43号議案から第49号議案までの7議案を一括上程し、議長発議により決算特別委員会を設置して、これを付託いたします。

その後、第6号報告から第8号報告、第3号同意、第50号議案から第53号議案、第59号議案、第54号議案から第58号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。

そのうち、第59号議案につきましては、建設環境委員会に審査を付託いたします。

9月2日、3日、6日から8日の5日間は一般質問となります。

9月9日木曜日から9月16日木曜日までの8日間は休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。

議案及び陳情審査を行う常任委員会等の日程について申し上げます。

9月9日、午後1時30分から厚生文教委員会を、9月10日、午前9時30分から総務委員会を、また、同日、午後1時30分から代表者会議を、9月13日、午前9時30分から建設環境委員会を、9月14日、15日の両日、午前9時30分から決算特別委員会をそれぞれ開催いたします。

また、15日、午後1時から議会運営委員会の開催を予定しておりますが、閉会中審査分の請願及び陳情、議員提出議案の提出などの審査案件等がない場合は開催いたしません。

17日、最終日は、常任委員会審査報告、決算特別委員会審査報告、議員提出議案審議、請願及び陳情の付託、継続審査議決、特定事件調査議決の後、閉会となります。

決算特別委員会資料要求期限は9月3日、午後5時となります。

議員提出議案の受け付け締切りは9月9日、正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の受け付け締切りは9月14日、正午であります。

また、今定例会での一般質問通告者は15名です。

8月26日、正午までに受理し、委員会に審査を付託することとなった陳情は5件であります。

最終日には、契約案件の資料を議席に配付いたします。

次に、令和3年第3回東大和市議会定例会における議会運営等について協議を行い、決定しました事項といたしまして、十分な新型コロナウイルス感染防止対策、会議当日の検温、手指消毒等を改めて徹底することをお願いいたします。

会議に出席する際は、不織布マスクの着用をお願いいたします。なお、議員だけでなく、市長部局も含めて

全ての出席者に対してお願いするものであります。

一般質問における市長答弁が重複する可能性がある場合、重複している部分についての答弁を省略することについて各議員が判断する。その上で、市長答弁の省略を可とする場合は、演壇でその旨について発言することといたします。

次に、本定例会における本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、令和3年第3回定例会につきましても、3密を避けるべく、換気対策として、本会議中は傍聴席の北西側の扉、議長席の裏の扉を常時開放しておくこととし、30分ごとを目安に、5分と10分の休憩を交互に取り、小まめに換気を行うことといたします。

また、出席者についてですが、説明員につきましては、一般質問についてのみ、3密を避けるため、答弁の予定のない部長職は退席ができることとし、感染防止対策を取ることにいたします。

なお、説明員席の配置につきましては、通常どおりといたします。

議員につきましても、3密を避けるため、定例会初日及び最終日の議案等審議においては、採決がございますことから、マスクを必ず着用し、全議員で出席することとし、一般質問についてのみ、定足数11名以上を満たすように、各党派等で調整を行うことで、退席できるものといたします。

また、演壇及び議員席及び説明員席に飛沫感染防止パネルを引き続き設置してまいります。

本会議場での新型コロナウイルス感染防止対策につきましては、今申し上げたとおりでございます。皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほど、お願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（関田正民君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

4番 実川圭子 議員

19番 中間建二 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（関田正民君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月1日から9月17日までの17日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第3 諸報告

○議長（関田正民君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） おはようございます。市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げます。

資料を配付いたしましたので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

初めに、7月1日に東京都市長会建設部会、並びに総務・文教部会が開催されました。

各部会における議事1、令和4年度東京都予算編成に対する要望事項（案）についてであります。いずれも部会としての要望事項案を取りまとめることについて、決定したものであります。

次に、7月15日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の東京都後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。令和3年度第1回東京都後期高齢者医療広域連合協議会において、協議された事項等について、東京都後期高齢者医療広域連合から報告がありました。

次に、議事2の都の大規模接種会場開設等についてであります。新型コロナウイルス感染症に係る都内市区町村の住民用ワクチンの割当状況や、都が設置する大規模接種会場の運営方針等について、東京都から報告、説明がありました。

次に、議事3の市町村総合交付金についてであります。令和3年度市町村総合交付金の取扱いに係る変更点について、東京都から説明がありました。

次に、議事4の令和4年度東京都予算編成に対する要望（案）についてであります。東京都市長会の各部会で協議した内容を基に、82の要望事項とすることについて決定いたしました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、7月21日に東京都市長会議が開催されました。

議事につきましては、7月15日開催の東京都市長会役員会と同様であります。

次に、8月13日に東京都市長会役員会がWEB会議形式にて開催されました。

議事1の新型コロナウイルスワクチンの今後の供給等についてであります。新型コロナウイルス感染症に係る都内市区町村住民用ワクチンの今後の配布の見通しや医療に係る緊急時の体制を充実すること等について、東京都から報告、説明がありました。

なお、その他の議事につきましては、それぞれ承認、決定いたしました。

次に、8月18日に新型コロナウイルス感染急拡大から市民を守るための緊急要望及び令和4年度東京都予算編成に対する要望活動が実施されました。

緊急要望につきましては、各市において、ワクチン供給量の不足などにより、接種計画に遅れが生ずる可能性があることや、自宅療養者の急増等により、市民の生命が脅かされている現状の改善や支援、連携を求めたもので、東京都市長会の代表として副知事に対する要望活動に参加いたしました。

また、東京都の予算編成に対する要望につきましては、副知事に対する要望活動の後、東京都市長会の部会ごとに東京都各局への要望活動を実施し、各市が行財政運営に苦慮していることを訴え、令和4年度の東京都予算編成にあたり、特段の配慮を求めました。

次に、8月20日に東京都市長会議が開催されました。

議事につきましては、8月13日開催の東京都市長会役員会と同様であります。

以上で、市長報告を終わります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（佐竹康彦君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 関田正民君 登壇〕

○議長（関田正民君） 令和3年第2回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

初めに、6月11日に令和3年度東京都三多摩地区消防運営協議会通常総会が書面により開催されました。

議事では、令和2年度の経過報告の後、令和2年度歳入歳出決算について報告どおり認定し、令和3年度歳入歳出予算（案）及び役員改選について、原案どおり可決いたしました。

次に、6月28日に第59回東京河川改修促進連盟総会及び促進大会が書面により開催されました。

議事では、令和2年度事業報告及び歳入歳出決算を認定し、会計監査報告を承認、令和3年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。

また、大会宣言（案）及び大会決議（案）が採択されました。

次に、7月16日、第53回三鷹・立川間立体化複々線促進協議会総会及び第40回多摩地域都市モノレール等建設促進協議会総会が書面により開催されました。

議事につきましては、それぞれ令和2年度歳入歳出決算を認定し、令和3年度の事業計画（案）、同歳入歳出予算（案）をいずれも原案どおり可決いたしました。

その他、三鷹・立川間立体化複々線促進協議会総会においては、役員改選が行われ、提案どおり決定いたしました。

次に、8月4日に東京都市議会議長会定例会総会が書面により開催されました。

議事では、令和3年5月26日以降の会務報告のほか、東京支部からの都県提出議案として、豊島区から提出のありました、少人数学級の実施に向けた体制整備に関する要望及び墨田区から提出のありました、令和3年度の新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免に係る保険料減免総額に対する財政支援の見直しを求める要望の2件を、関東市議会議長会へ提出することについて承認されました。

次に、8月10日に東京都北多摩議長連絡協議会定例会総会が書面により開催されました。

議事では、会務報告のほか、令和2年度事業報告及び同歳入歳出決算を報告のとおり認定し、令和3年度事

業計画（案）及び同歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。また、令和4年度役員（案）を原案どおり可決いたしました。

報告は以上であります。ただいま御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（佐竹康彦君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 関田正民君 降壇〕

○副議長（佐竹康彦君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（関田正民君） 以上で諸報告を終了いたします。

日程第 4 第 4 3 号議案 令和 2 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 第 4 4 号議案 令和 2 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 第 4 5 号議案 令和 2 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 第 4 6 号議案 令和 2 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 第 4 7 号議案 令和 2 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 第 4 8 号議案 令和 2 年度東大和市下水道事業会計決算の認定について

日程第 10 第 4 9 号議案 令和 2 年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について

○議長（関田正民君） 日程第 4 第 43 号議案 令和 2 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 5 第 44 号議案 令和 2 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 6 第 45 号議案 令和 2 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7 第 46 号議案 令和 2 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8 第 47 号議案 令和 2 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9 第 48 号議案 令和 2 年度東大和市下水道事業会計決算の認定について、日程第 10 第 49 号議案 令和 2 年度東大和市下水道事業会計剰余金の処分について、以上 7 議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

第 43 号議案から第 49 号議案までの 7 議案につきましては、本会議での提案理由の説明及び質疑を省略し、21 人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っておりますが、これに御異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第5項の規定により、議長において議員全員を指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

決算特別委員会の運営について、協議機関として、議会運営委員会委員をもって構成する決算特別委員会議事会を設置したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第11 第6号報告 令和2年度東大和市健全化判断比率について

○議長（関田正民君） 日程第11 第6号報告 令和2年度東大和市健全化判断比率について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第6号報告 令和2年度東大和市健全化判断比率につきまして、御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告申し上げるものですが、健全化判断比率につきましては、4つの指標が定められております。

この4つの指標であります。標準財政規模に対し、一般会計等の実質赤字額の割合を示す実質赤字比率、標準財政規模に対し、全会計の実質赤字額の割合を示す連結実質赤字比率、標準財政規模等に対し、一般会計等において負担する地方債の元利償還金等の割合を示す実質公債費比率、そして標準財政規模等に対し、一般会計等において将来負担する実質的負債額の割合を示す将来負担比率であります。

これらの4つの指標のうち、いずれか一つの指標が、別に定められる早期健全化基準以上の数値となった場合、財政の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、その改善を内容とする財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て、定めなければならないこととされております。

それでは、健全化判断比率の内容につきまして御説明申し上げます。

第1表、健全化判断比率を御覧願います。

令和2年度決算におけます各指標であります。1の実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が黒字となり、赤字が生じていないことから算出数値は空欄であります。

なお、早期健全化基準は12.63%であります。

2の連結実質赤字比率につきましても、一般会計、4つの特別会計及び下水道事業会計を合わせた連結実質

収支が黒字となりましたことから、算出数値は空欄であります。

なお、早期健全化基準は17.63%であります。

3の実質公債費比率につきましては、控除財源となる特定財源の減額等によりマイナス2.2%となりました。

なお、早期健全化基準は25.0%であります。

4の将来負担比率につきましては、控除財源となる充当可能財源等が将来負担額を上回り、将来負担額がマイナスとなりますことから算出数値は空欄であります。

なお、早期健全化基準は350.0%であります。

以上のように、令和2年度決算におきましては、健全化判断比率の4つの指標全てが、早期健全化基準を下回る内容となっており、これらの指標において、市財政は健全な状況にあるものと考えております。

なお、今回の報告にあたりましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付した結果、別添の意見書のとおり適正に作成されているとの内容で、御意見をいただいたところであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第6号報告を終了いたします。

日程第12 第7号報告 令和2年度東大和市土地区画整理事業特別会計及び東大和市下水道事業会計 資金不足比率について

○議長（関田正民君） 日程第12 第7号報告 令和2年度東大和市土地区画整理事業特別会計及び東大和市下水道事業会計資金不足比率について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第7号報告 令和2年度東大和市土地区画整理事業特別会計及び東大和市下水道事業会計資金不足比率につきまして、御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告申し上げるものであります。

資金不足比率は、各公営企業の事業規模に対する資金不足額の割合を示したものでありますが、この比率が、別に定められる経営健全化基準以上の数値となった場合、経営の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、その改善を内容とする経営健全化計画を作成し、議会の議決を経て、定めなければならないこととされております。

それでは、資金不足比率の内容につきまして御説明申し上げます。

第1表、資金不足比率を御覧願います。

令和2年度決算におけます資金不足比率は、1の土地区画整理事業特別会計、2の下水道事業会計、ともに資金不足が生じていないことから、算出数値は空欄であります。

なお、経営健全化基準は20.0%であります。

以上のように、令和2年度決算におきましては、各会計の資金不足比率が、経営健全化基準を下回る内容となっており、この比率において、土地区画整理事業特別会計及び下水道事業会計の経営は、ともに健全な状況にあるものと考えております。

なお、今回の報告にあたりましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付した結果、別添の意見書のとおり、適正に作成されているとの内容で、御意見をいただいたところであります。

以上でございます。よろしく御願申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第7号報告を終了いたします。

日程第13 第8号報告 専決処分の報告について

○議長（関田正民君） 日程第13 第8号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第8号報告 専決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

御報告する内容は、令和3年6月27日に市道上で発生いたしました街路樹の根上りを起因とする人身事故の損害賠償についてであります。

議会の議決により指定されました、損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、令和3年8月4日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

事故の概要につきまして、御説明申し上げます。

本件は、令和3年6月27日、日曜日、午前11時頃、東大和市桜が丘3丁目44番地の41先の市道において、相手方が歩道を歩いていたところ、街路樹による舗装の根上り部分につまずいて転倒し、顔面に擦り傷、頭部及び右半身を打撲したものであります。

相手方の住所及び氏名につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

損害賠償につきましては、事故の状況から、市にも過失があるものとして示談をしたもので、相手方のけが

の治療費、5万4,470円の5割、2万7,235円を市が支払うものであります。

相手方への支払います損害賠償金は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険から全額補填される予定であります。

事故後につきましては、再発防止のため、事故発生場所の根を除去するとともに、歩道舗装の修繕をいたしました。

今後、より一層の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第8号報告を終了いたします。

日程第14 第3号同意 東大和市教育委員会委員の任命について

○議長（関田正民君） 日程第14 第3号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第3号同意 東大和市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市教育委員会委員のうち、岩田圭子委員の任期が令和3年9月30日をもちまして満了することに伴い、後任の委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

御提案申し上げました岩田圭子氏は、昭和49年、宮城県石巻市立女子高等学校を卒業後、警視庁に入庁し、同庁退職後、東大和市体育指導委員及び同協議会会長、東大和市スポーツ推進委員協議会会長等を歴任されております。

また、平成25年10月から東大和市教育委員会委員を務めておられます。

このことから、教育行政に対し広い識見と豊富な経験を有し、人望も厚い岩田圭子氏が適任と考え、引き続き、東大和市教育委員会委員として任命いたしたく、ここに御提案申し上げる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第3号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

ここで5分間休憩いたします。

午前10時 1分 休憩

午前10時 6分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 第50号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第15 第50号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第50号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、令和3年5月19日に公布されました、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、引用条文に号ずれが生じることに伴い、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第4条は、特定個人情報の提供についての規定であります。第1項中、第19条第10号を第19条第11号に改めるものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第50号議案 東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第16 第51号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第16 第51号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第51号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更されること、及び引用条文に号ずれが生じることに伴い、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第34条の10は、情報提供等記録の訂正をした場合における通知先の規定であります。総務大臣を内閣総理大臣に、第19条第7号を第19条第8号に、同条第8号を同条第9号に、それぞれ改めるものであります。

最後に、附則であります、条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第51号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第17 第52号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第17 第52号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第52号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、令和3年度税制改正に伴い、地方税法等の改正が行われたことから、その影響を受ける市税条例の規定のうち、令和3年3月31日に専決処分をさせていただきました以外の部分につきまして、改正を行うものであります。

それでは、お手元に配付させていただきました第52号議案資料に基づきまして、御説明申し上げます。

議案資料の1ページをお開きください。

主な改正内容は2点ございます。

1点目は、個人住民税における住宅ローン控除の特例の延長等であります。

所得税におきまして、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられたことに伴い、当該措置の対象者について、適用年の各年において、所得税額から控除しきれなかった額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除する措置を講ずるための改正を行うものであります。

2点目は、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）の見直しであります。

地方税法の改正に伴い、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、営業用乗用車・軽貨物車の重点化を行い、燃費基準の切り替えを行った上で、適用期限を2年間延長するものであります。

続きまして、各条文の改正内容につきまして御説明申し上げます。

本改正条例は、第1条につきましては東大和市税条例の一部を改正し、第2条につきましては令和2年に公布済の東大和市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

初めに、第1条による改正であります。

第21条の改正は、均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直すものであります。

第31条の7の改正は、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲を見直すものであります。

第33条の3の3の改正は、非課税限度額等における国外居住親族の取扱いを見直すものであります。

付則第5条の改正は、所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直すものであります。

付則第6条の改正は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、適用期限を5年延長するものであります。

付則第10条の2の改正は、浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づき、都道府県知事や市町村長等の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設を、固定資産税の軽減のための課税標準の特例措置、いわゆる「わがまち特例」の対象に加える規定の新設等をするものであります。

付則第10条の5は、地方税法の改正に伴う平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に関する規定を新たに加えるものであります。

議案資料の2ページを御覧ください。

付則第16条の改正は、主な改正内容におきまして申し上げましたとおり、地方税法の改正に伴い、軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課）について、営業用乗用車・軽貨物車の重点化を行い、燃費基準の切り替えを行った上で、適用期限を2年間延長するもの等であります。

付則第16条の2の改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

付則第18条の6の改正は、地方税法の改正に伴う東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用期限を5年延長するものであります。

付則第18条の7の4の改正は、主な改正内容におきまして申し上げましたとおり、所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられたことに伴い、当該措置の対象者について、適用年の各年において、所得税額から控除しきれなかった額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除する措置を講ずる規定を新たに加えるものであります。

次に、第2条による改正であります。

第43条の改正は、地方税法の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

第43条の2及び第44条の改正は、地方税法施行令の改正に伴い、引用する条項のずれを整理するものであります。

付則第3条の3は、法人税法において連結納税が廃止されたことに伴い、規定を整備するものであります。最後に、附則であります。

附則第1条は、施行期日の規定で、この条例の施行日を公布の日とするものであります。ただし、一部の改正規定につきましては、令和4年1月1日、令和6年1月1日、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行日とするものであります。

附則第2条から議案資料の3ページにあります附則第4条までは、それぞれ市民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の各税目の規定の適用区分を定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第52号議案 東大和市税条例等の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第18 第53号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（関田正民君） 日程第18 第53号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第53号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、厚生労働省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正がありましたことから、この基準との整合を図るため、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

まず、目次であります。目次中、委任を雑則に改め、また第51条の次に第52条を加えるものであります。

次に、第6章の名称であります。委任を雑則に改めるものであります。

次に、第51条であります。見出しとして、委任を付し、同条を第52条とし、第6章中、同条の前に第51条として、家庭的保育事業者等における諸記録の作成・保存等について、原則として電磁的な対応を認める旨の規定を新たに加えるものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第53号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第19 第59号議案 市道路線の一部廃止について

○議長（関田正民君） 日程第19 第59号議案 市道路線の一部廃止について、本案を議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第59号議案 市道路線の一部廃止につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、市道に隣接する土地所有者から市道の廃止及び廃道敷の払下げ申請が提出され、通り抜け道路であります。通行者の利用がなく、直近に通行できる市道があり、廃止による通行の影響はないことから、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線の一部を廃止するものであります。

一部廃止する路線は、市道第1203号線で、起点が向原6丁目1259番2先、終点が向原6丁目1245番44先、幅員は1.82メートルで、延長は44.23メートルであります。道路起点部分の延長12.95メートルを廃止するものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。
質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第20 第54号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第5号）

○議長（関田正民君） 日程第20 第54号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第5号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第54号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和3年度の予算執行も期間半ばに差しかかっておりますが、歳入におきましては、令和2年度の決算剰余金や、令和3年度の普通交付税等の交付額が決定し、歳出におきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種期間延長に係る経費、谷里保育園の本園の改修等に係る施設整備費、キャッシュレス決済による消費活性化事業に係る委託料、市民会館や学校施設の老朽化対策に係る経費、そして決算剰余金等を基金に積み立てるための予算の計上など、歳入歳出予算の補正が必要になりました。

また、これらに加えて、債務負担行為の追加及び地方債の変更が必要になりますことから、御提案申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28億3,551万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ358億3,842万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものであります。

第3条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第10款の地方特例交付金は837万円の減額で、令和3年度の交付額の決定に伴う減額であります。

第11款の地方交付税は8億3,572万1,000円の増額で、令和3年度の交付額の決定に伴い、普通交付税を増額するものであります。

第15款の国庫支出金は3億1,000万6,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額等であります。

第16款の都支出金は3,440万円の増額で、ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業補助金の計上等によるものであります。

第19款の繰入金は9,771万2,000円の減額で、基金繰入金の減額と、令和2年度の精算に伴います特別会計繰入金の計上によるものであります。

第20款の繰越金は17億1,635万2,000円の増額で、令和2年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

第21款の諸収入は628万円の増額で、地域環境力活性化事業補助金の増額や、令和2年度の精算に伴います過年度の国庫負担金の計上であります。

第22款の市債は3,883万3,000円の増額で、臨時財政対策債の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は4億919万7,000円の増額で、個人番号カード交付関係事務費の増額や、令和2年度の精算に伴います福祉関係返還金等の計上であります。

第3款の民生費は1,124万1,000円の減額で、後期高齢者医療特別会計繰出金の減額や、民間保育園等施設整備補助事業費の増額等であります。

第4款の衛生費は2億7,298万円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額等であります。

第6款の農林業費は116万9,000円の増額で、園芸振興対策事業費の増額であります。

第7款の商工費は5,218万2,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策事業費の増額であります。

第8款の土木費は6,477万1,000円の増額で、道路補修費及び公園管理費の増額等であります。

第9款の消防費は675万9,000円の増額で、災害対策事業費の増額であります。

4ページを御覧いただきたいと存じます。

第10款の教育費は1億3,535万6,000円の増額で、小・中学校の運営費及び環境整備事業費の増額等であり
ます。

第12款の諸支出金は19億433万7,000円の増額で、基金積立金原資分の増額であります。決算剰余金の2分
の1に相当する額を財政調整基金に積立て、その他、公共施設等整備基金に積み立てるものであります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表債務負担行為補正で、1の追加であります。

追加する事項は、個人情報保護条例改正等支援業務委託で、期間は令和4年度、限度額は326万7,000円であ
ります。

6ページを御覧いただきたいと存じます。

第3表地方債補正で、1の変更であります。

臨時財政対策債につきましては、令和3年度の発行可能額の確定に伴い、限度額を16億円から16億3,883万
3,000円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願
い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時39分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（神山 尚君） それでは、補正予算事項別明細書につきまして御説明申し上げます。

9ページをお開きください。

初めに、歳入につきまして御説明を申し上げます。

10款地方特例交付金、1項1目1節地方特例交付金は837万円の減額であります。

令和3年度の交付額の決定に伴いまして、減額するものであります。

11ページをお開きください。

11款地方交付税、1項1目1節地方交付税は8億3,572万1,000円の増額であります。

令和3年度の普通交付税の交付額が22億9,572万1,000円に決定しましたので、当初予算との差額について増
額するものであります。

13ページをお開きください。

15款国庫支出金は3億1,000万6,000円の増額であります。

1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は6,877万9,000円の増額で、新型コロナウイルスワクチン接種対策
費負担金の計上ですが、接種期間の延長に伴うものであります。

2項国庫補助金は2億4,122万7,000円の増額であります。

1目総務費国庫補助金は2,444万5,000円の増額であります。

1節総務管理費補助金は434万7,000円の増額であります。

マイナポイント事業費補助金は395万1,000円の増額で、マイナポイント事業の期間延長に係るものであります。

2 節戸籍住民基本台帳費補助金は992万7,000円の増額であります。

個人番号カード交付事業費補助金は976万7,000円の増額で、地方公共団体情報システム機構交付金に係るものであります。

3 節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は1,017万1,000円の増額であります。令和3年度の国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定した額について、交付限度額が示されたものであります。

2 目民生費国庫補助金は2,747万5,000円の増額であります。

1 節社会福祉費補助金は28万円の増額であります。地域生活支援事業費補助金の増額で、重度障害者の大学での修学支援に係るものであります。

2 節児童福祉費補助金は2,488万5,000円の増額であります。

保育対策総合支援事業費補助金は799万円の増額であります。ランドセル来館及び保育施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係るものであります。

保育所等整備交付金は3,512万7,000円の増額であります。谷里保育園本園の改修に係るものであります。

3 節生活保護費補助金は231万円の増額であります。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事務費補助金の増額で、自立支援金の申請期間延長に係るものであります。

3 目衛生費国庫補助金、1 節保健衛生費補助金は1億8,930万7,000円の増額であります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の増額で、接種期間の延長に伴うものであります。

15ページをお開きください。

16 款都支出金は3,440万円の増額であります。

2 項都補助金は3,456万8,000円の増額であります。

2 目民生費都補助金は2,895万9,000円の増額であります。

1 節社会福祉費補助金は3,091万円の増額であります。

福祉推進課のユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業補助金は3,077万円の計上であります。一般会計補正予算（第1号）により予算計上しました各施設のトイレ洋式化工事費に係る都補助金であります。

高齢介護課の認知症とともに暮らす地域あんしん事業補助金と認知症検診推進事業補助金は、補助金の名称変更による組み替えであります。

2 節児童福祉費補助金は195万1,000円の減額であります。

子育て支援課の子供家庭支援包括補助事業補助金は750万円の増額であります。病児・病後児保育室の移転計画の内容変更に伴うものであります。

保育課の待機児童解消区市町村支援事業補助金は878万1,000円の増額であります。谷里保育園本園の改修に係るものであります。

病児保育施設整備費補助金は1,823万2,000円の減額であります。病児・病後児保育室の移転計画の内容変更に伴うものであります。

3 目衛生費都補助金、1 節保健衛生費補助金は485万9,000円の増額であります。

医療保健政策包括補助事業補助金は27万円の増額で、快腸プロジェクト事業に係るものであります。

高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種補助事業補助金は458万9,000円の計上で、ワクチン接種に係る自己負担額

の軽減に係るものであります。

8目教育費都補助金、6節幼稚園費補助金は75万円の増額であります。私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の計上で、私立幼稚園の感染症対策に係るものであります。

3項委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金は16万8,000円の減額であります。全国障害児・者実態調査事務委託金の皆減で、調査の延期に伴うものであります。

17ページをお開きください。

19款繰入金は9,771万2,000円の減額であります。

1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は3億6,489万2,000円の減額であります。補正予算（第5号）の財源調整としまして、財政調整基金とりくずしを減額するものであります。

2項特別会計繰入金は2億6,718万円の計上であります。

1目1節国民健康保険事業特別会計繰入金は2,931万6,000円の計上、3目1節介護保険事業特別会計繰入金は1億9,364万7,000円の計上、4目1節後期高齢者医療特別会計繰入金は4,329万3,000円の計上、5目1節土地区画整理事業特別会計繰入金は92万4,000円の計上であります。いずれも令和2年度の精算に伴うものであります。

19ページをお開きください。

20款繰越金、1項1目1節繰越金は17億1,635万2,000円の増額であります。

令和2年度の決算剰余金の確定に伴い、前年度繰越金を増額するものであります。

21ページをお開きください。

21款諸収入、5項雑入は628万円の増額であります。

1目1節雑入は500万円の増額であります。地域環境力活性化事業補助金の増額で、公園の遮熱対応設備の設置に伴います東京都環境公社からの補助金であります。

4目過年度収入、1節国庫負担金は128万円の計上であります。令和2年度の精算に伴います過年度収入であります。

23ページをお開きください。

22款、1項市債、9目1節臨時財政対策債は3,883万3,000円の増額であります。令和3年度の発行可能額の確定に伴い、増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は28億3,551万円の増額で、補正後の予算額は358億3,842万1,000円となるものであります。

25ページをお開きください。

次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。

2款総務費は4億919万7,000円の増額であります。

1項総務管理費は3億9,905万5,000円の増額であります。

1目一般管理費、2の人事管理事務費は6万6,000円の増額であります。タイムレコーダー購入費の計上であります。

2目文書費は326万7,000円の増額であります。

1の文書事務費は321万2,000円の増額であります。法改正に伴う個人情報保護条例改正等支援業務委託料等の計上であります。

6目財産管理費、1の庁舎管理費は95万7,000円の増額であります。老朽化に伴います施設修繕料の増額及び冷暖房機購入費の計上であります。

27ページをお開きください。

10目電算管理費は527万1,000円の増額であります。

1の情報システム管理・運営事業費は132万円の増額であります。市民部のセミセルフレジの導入にあたり、キャッシュレス決済を実施するためのネットワークの設定等が必要となったことによる電算機器設定等委託料の計上であります。

2の社会保障・税番号制度推進事業費は395万1,000円の増額であります。マイナポイント事業について、国が令和3年9月末までの事業期間を3か月延長し、令和3年12月末までとすることに伴うマイナポイント予約・申込支援業務委託料の増額であります。

11目文化振興費、1の市民会館運営費は695万2,000円の増額であります。老朽化に伴います施設修繕料及び防犯カメラ等更新工事費の計上であります。

13目市民センター費は262万2,000円の増額であります。

2の奈良橋市民センター管理費は54万2,000円の増額であります。網戸の設置に係る消耗品費の増額等があります。

5の上北台市民センター管理費は46万5,000円の増額であります。施設修繕料の増額であります。

7の南街市民センター管理費は65万円の増額であります。網戸の設置に係る消耗品費及び施設修繕料の増額であります。

29ページをお開きください。

12の新堀地区会館管理費は64万2,000円の増額であります。網戸の設置に係る消耗品費及び施設修繕料の増額であります。

13の清原市民センター管理費は32万3,000円の増額であります。セミセルフレジの設置に係る受付カウンター改修工事費及びレジスター設置台購入費の計上であります。

15目諸費は3億7,992万円の増額であります。

1の市税過誤納還付金等は1,500万円の増額であります。今後の還付金等の見込みによるものであります。

2の福祉関係返還金から、31ページをお開きください。

12の衛生関係返還金までは、令和2年度の精算に伴う国や東京都などへの返還金であります。9課分の合計で3億6,492万円の計上等であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費は1,014万2,000円の増額であります。

4の個人番号カード交付関係事務費は、タブレット型端末機を活用した個人番号カード発行のための出張申請等に係る経費の計上及び地方公共団体情報システム機構交付金の増額であります。

33ページをお開きください。

3款民生費は1,124万1,000円の減額であります。

1項社会福祉費は4,748万8,000円の減額であります。

1目社会福祉総務費、5の後期高齢者医療特別会計繰出金は4,804万8,000円の減額であります。今回の後期高齢者医療特別会計の補正予算に伴うもので、療養給付費繰出金の減額等があります。

4目障害者福祉費、6の地域生活支援事業費は56万円の増額であります。重度障害者の大学修学に必要なと

なる大学生生活を支援するための重度障害者大学等修学支援事業委託料の計上であります。

2項児童福祉費は3,393万7,000円の増額であります。

2目児童措置費は3,338万4,000円の増額であります。

1の児童措置管理事務費は20万8,000円の増額であります。児童発達支援センター及び保育園等の子育て支援施設の整備・運営事業者の選定に係る財務状況等調査分析業務委託料の計上であります。

11の民間保育園等施設整備補助事業費は2,177万6,000円の増額であります。谷里保育園の本園改修工事等に係る施設整備補助金の増額であります。

35ページをお開きください。

13の新型コロナウイルス感染症対策事業費は1,140万円の計上であります。民間保育園等に対する新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の計上であります。

4目子育て支援費、1の子ども家庭支援センター運営費は18万3,000円の増額であります。要保護児童対策地域協議会委員報償の増額であります。

7目学童保育所費、1の学童保育所運営費は37万円の増額であります。施設修繕料の増額であります。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、5の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費は231万円の増額であります。国が新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限を令和3年8月31日から令和3年11月30日に延長したことに伴う、生活困窮者自立支援業務委託料の増額であります。

37ページをお開きください。

4款衛生費は2億7,298万円の増額であります。

1項保健衛生費は2億7,105万1,000円の増額であります。

1目保健衛生総務費は254万3,000円の増額であります。

3の母子保健事業費は179万1,000円の増額であります。早期の弱視発見につなげるために、3歳児健康診査の視力検査において使用するスポットビジョンスクリーナー購入費の計上であります。

5の栄養指導事業費は27万円の増額であります。快腸プロジェクト事業におけるリビングラボ参加者の野菜摂取量調査の実施に係る野菜摂取量推定機器等賃借料の計上等であります。

2目予防費は2億6,714万7,000円の増額であります。

1の予防事業費は906万1,000円の増額であります。65歳以上の肺炎球菌ワクチンの接種率を向上させるため、接種を受ける方の自己負担額の軽減に伴う予防接種委託料等の増額であります。

4の新型コロナウイルス感染症対策事業費は2億5,808万6,000円の増額であります。ワクチンの接種期間を令和3年9月末から令和4年2月末まで延長することに伴い、必要となる経費についての増額等であります。

39ページをお開きください。

3目保健センター費、1の保健センター運営費は109万2,000円の増額で、5目休日診療費、1の休日急患診療所運営費は26万9,000円の増額であります。それぞれ自動ドア更新工事費の計上であります。

2項清掃費、1目清掃総務費、3のごみ減量推進事業費は192万9,000円の増額であります。缶・瓶中間処理作業の見直しに伴う資源物等選別作業委託料の増額であります。

41ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、4目園芸振興費、1の園芸振興対策事業費は116万9,000円の増額であります。奈良橋市民農園柵設置工事費の計上であります。

43ページをお開きください。

7款1項商工費、2目商工振興費、5の新型コロナウイルス感染症対策事業費は5,218万2,000円の増額であります。消費活性化事業の実績が見込みを上回ったことによる消費活性化事業委託料の増額であります。

45ページをお開きください。

8款土木費は6,477万1,000円の増額であります。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費は1,613万4,000円の増額であります。

3の交通安全施設管理費は383万4,000円の増額であります。交通事故発生箇所の安全対策等に係る施設修繕料の増額であります。

10の駅前広場管理費は230万円の増額であります。東大和市駅の駅前広場の高木伐採等に伴う駅前広場植生維持管理委託料の増額であります。

3項都市計画費は4,863万7,000円の増額であります。

3目公園費は4,877万5,000円の増額であります。

1の公園管理費は3,962万7,000円の増額であります。公園の雨水流出対策や遊具等の維持補修工事費の増額、高木公園に係る改修工事費の増額及び上北台駅前緑地等の遮熱対策工事費の計上であります。

2の狭山緑地管理費は914万8,000円の増額であります。アスレチック遊具の老朽化に伴う木製遊具設置等工事費の計上であります。

なお、本事業につきましては、当初、狭山緑地植生維持管理委託料の使途として予定しておりました森林環境譲与税を、本事業の使途に変更して実施するものであります。

5目土地区画整理費、1の土地区画整理事業特別会計繰出金は13万8,000円の減額であります。今回の土地区画整理事業特別会計の補正予算に伴うものであります。

47ページをお開きください。

9款1項消防費、4目災害対策費、1の災害対策事業費は675万9,000円の増額であります。令和3年度中に使用期限が到来する災害用救急医療資器材等の入替えに係る医薬材料費の計上、及び防災備蓄毛布のリパックに係るクリーニング代の増額であります。

49ページをお開きください。

10款教育費は1億3,535万6,000円の増額であります。

2項小学校費、1目学校管理費は4,596万9,000円の増額であります。

1の小学校運営費は2,215万4,000円の増額であります。危険樹木の伐採等に係る学校緑化整備委託料等の増額であります。

2の小学校環境整備事業費は2,381万5,000円の増額であります。第一小学校高圧受変電設備更新工事実施設計委託料及び小学校体育館屋根改修工事費の計上であります。

3項中学校費、1目学校管理費は7,072万1,000円の増額であります。

1の中学校運営費は1,352万1,000円の増額であります。施設修繕料及び危険樹木の伐採等に係る学校緑化整備委託料の増額であります。

2の中学校環境整備事業費は5,720万円の増額であります。第一中学校体育館屋根改修工事費及び中学校体育館照明設備更新工事費の計上であります。

51ページをお開きください。

4項社会教育費は47万7,000円の増額であります。

1目社会教育総務費、2の社会教育事務費は14万7,000円の増額であります。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う郵送による通知回数が増に係る郵便料の増額であります。

2目公民館費は22万4,000円の増額であります。

主に、地区館の公民館まつり負担金を1の中央公民館事業費に集約し、公民館まつりを合同で開催するものであります。

3目図書館費、4の清原図書館事業費は10万6,000円の増額であります。備品修繕料の増額であります。

53ページをお開きください。

5項保健体育費、3目学校給食費、3の旧学校給食センター管理費は1,668万9,000円の増額であります。外壁塗膜の調査により判明しましたアスベストの除去に係る旧学校給食センター解体工事費の増額であります。

6項幼稚園費、1目教育振興費、4の新型コロナウイルス感染症対策事業費は150万円の増額であります。私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金の計上であります。

55ページをお開きください。

12款諸支出金、1項1目基金費、1の基金積立金（原資分）は、19億433万7,000円の増額であります。

財政調整基金は9億5,817万7,000円の計上ですが、令和2年度の決算剰余金の確定に伴いまして、その2分の1に相当する額を積み立てるものであります。

公共施設等整備基金は9億4,616万円の計上ですが、今後の公共施設等の老朽化対策や更新に備えるため、決算剰余金の一部を積み立てるものであります。

この積立額には、令和2年度の都市計画税の用途剰余金分として1億4,616万円が含まれているものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は28億3,551万円の増額で、補正後の予算額は358億3,842万1,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○19番（中間建二君） 何点か伺わせていただきます。

補正予算書の13ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関連して、増額がされているわけですが、同交付金については、事業者支援分として3,000億円の追加交付が地方に対して行われるという報道が今なされております。市として、これらの情報を把握をされているのか、また把握される場合には、交付額は幾らとなる見込みなのか、お尋ねをいたします。

続いて、38ページの衛生費、新型コロナウイルス感染症対策事業費におきまして、さきに情報提供をいただいておりますが、当初計画を大幅に前倒しをいただきまして、この最優先で取り組んでいただいているワクチン接種、8月26日から一挙に、対象年齢を16歳から44歳まで、以下まで拡大をさせていただきました。デルタ株の影響で、特に若い世代、10代、20代、30代に急速に感染が広がっている中で、これらの年代へのワクチン接種を急ぐ必要があるかと思っております。

また、千葉県柏市での妊婦の痛ましい事例も発生をしておりますことから、妊婦へのワクチン接種についても対応が求められているかと思っております。私ども公明党会派としても、この点については、先般、尾崎市長に申

入れをさせていただいたところでございますが、本事業費におきまして、これらの課題解決にどのように対応できる形になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

続いて、ページが戻りますが、36ページの民生費のところ、新型コロナウイルス感染症対策事業費、こちらは保育園での感染症対策かと思えます。

また、54ページ、教育費の新型コロナウイルス感染症対策事業費におきましては、幼稚園での対応かと思えます。

これらの内容についても、マスクの着用が困難な保育園児、また幼稚園児等への感染拡大が今、懸念をされている中で、本予算におきましては具体的にどのような対策を講じていかれるのかお尋ねをいたします。

以上です。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 補正予算書、13ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関連しまして御質疑をいただきました。

国のほうですが、国からは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分といたしまして、都道府県には2,000億円、市町村には1,000億円の合計3,000億円の追加交付を決定したという情報を得ております。こちらにつきましては当市の交付限度額ですけれども、4,481万5,000円ということで、限度額について情報を得ているところでございます。

以上でございます。

○**健康課長（志村明子君）** 補正予算書38ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費でございます。

まず16歳以上の方の接種につきましてでございますけれども、令和3年8月26日から、16歳以上、44歳までの方に対しまして、集団接種の予約の受け付けを開始をしたところでございます。

今現在、9月30日及び10月の6、7分まで公開をしておりますけれども、今後も予約状況により、順次、公開の日を新たに開放していきたいことを考えてございます。

また、妊婦の方への配慮につきましてでございますけれども、市としましても相談及び優先予約についての特段の配慮を開始しております。

集団接種につきましては、予約のキャンセルの順番の上位を優先するようなこと、また個別接種につきましても、接種に協力する市内の医療機関について情報提供をしていくこと、そのようなことを予定しております。

妊娠中に新型コロナウイルスに感染しますと、重症化や、また早産の危険があることから、今後も特段の配慮を継続してまいりたいと考えてございます。

最後に、事業費を含めての今後の課題でございますけれども、市としましてはワクチンの量の確定数に基づき、現在のところ11月中に接種が完了するように計画を立ててございますけれども、その後も引き続き未接種の方などの対応が残るものと考えております。市としましては、それらのワクチンの確保度、プラス及び接種の実績等に基づき、早い時期に接種を完了させていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○**保育課長（関田孝志君）** 補正予算書35ページ及び53ページでございます。

保育園、幼稚園におけます新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、昨年と同様ですね、感染症拡大防止のための備品、また消毒に係る経費について補助を行うというものでございます。

以上でございます。

○**19番（中間建二君）** 13ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてでありますけ

ども、先ほど増額分、4,481万5,000円、見越してるということでございましたが、これらの交付金はどのような事業に対象がなっていくのか。事業者支援分ということでございますので、コロナ禍で事業継続が困難な事業者への支援に充てられるものかと思いますが、これまでP a y P a yの事業等、様々、お取組がされておりますが、どのようなことが考えられるのか、お尋ねしたいと思います。

また、金額も把握をされてるということでございますので、速やかな対応が求められるかと思いますが、この点についての御認識も伺いたいと思います。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 地方創生臨時交付金の関係でございますが、国から示されております対象事業といたしましては、新型コロナウイルス感染症によりまして、経済活動に影響を受ける事業者への支援、また感染症防止強化策・見回り支援と示されております。

消費活性化事業につきましては、今回のこの事業者支援分とは性質が異なるというものですので、直接、事業費に充当するということはなかなか難しいかなというふうに考えているところですが、今後この追加交付分をどのように活用するか、現在、検討をしているところでございます。この検討とともに、補正予算などでの対応につきましても、でき得る限り早急に対応していきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○**議長（関田正民君）** ここで5分間休憩いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時16分 開議

○**議長（関田正民君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**17番（木戸岡秀彦君）** それでは、何点か質疑をさせていただきます。

補正予算書の37、38ページ、衛生費の母子保健事業費、備品購入費ですけれども、スポットビジョンスクリーナーについてでありますけれども、これに関して3歳児健診に導入を要望しておりましたけれども、計上していただきました。ありがとうございます。

今回の購入の機器について、機能、また購入時期と実施時期についてお伺いをいたします。

次に、補正予算書45から46ページ、交通安全施設管理費ですけれども、具体的な内容についてであります。第七小学校周辺のゾーン30の設置をするということですが、こちらどのあたりになるのか。また、先ほど補正予算において、交通事故発生箇所に対応についてですけれども、どのような対策を講じるのか、お伺いします。

最後に、補正予算、45ページの道路補修事業費の増額でありますけれども、この補修の箇所はどこになるのかお伺いをしたいと思います。

○**健康課長（志村明子君）** 補正予算書37、38ページ、母子保健事業費についてでございます。

備品購入を予定しております屈折検査機器は、スポットビジョンスクリーナーでございますけれども、こちらはフォトスクリーナーという遠赤外線を利用したフォトレフラクション法という方法を用いて、眼の写真を撮影し、屈折や眼位検査を行う機能があります。

特徴としましては、両眼同時に測定できることや、機器を被検者に近づける必要がないこと、調節麻痺薬などの点眼薬を使わなくても、ほぼ正確に屈折スクリーニングが行えることから、主に乳幼児の視覚スクリーニング機器として利用されているものでございます。

また、こちらのスクリーニング完了率は、3歳児健診で99.7%というデータがありますことから、弱視の見逃し防止及び早期発見に大きな効果が期待できるものと考えております。

また、屈折検査機器の購入と3歳児健診の導入の時期についてであります。購入に係る事務には一、二か月程度かかるものと見込んでおります。

また、検診の導入に当たりましては、東大和市医師会との調整、また検診における検査場所の設定や、検査担当者の配置と研修、また検診スタッフ間の情報共有に加え、既に導入している他市への視察の検討など、複数の項目にわたる調整が必要となりますことから、準備に一定の時間を要するものと見込んでございます。これらを速やかに進めて、できる限り早期に導入していきたいと考えております。

以上です。

○土木課長（寺島由紀夫君） 補正予算書45、46ページの3、交通安全施設管理費の修繕料についての御質疑でございます。

今回の補正につきましては、東大和警察署からの依頼でございまして、第七小学校付近のゾーン30の設置に伴う路面表示、また交通死亡事故に係る交通安全対策等に係る費用が生じたため、当初の予算に不足が生じることから補正予算として計上させていただいたものでございます。

ゾーン30の場所についてでございますが、第七小学校を挟みまして、東西につきましては、芋窪街道3・3・30号線と旧芋窪街道の内側、南北につきましては空堀川と都市計画道路3・5・20号線の内側の範囲となります。路面標示につきましては、ゾーン30の文字やセンターラインの補修、横断歩道前後の注意を促す標示を予定しております。

また、交通死亡事故に係る交通安全対策についてでございますが、令和2年度に市道第12号線、こちらは上北台団地の西側の武蔵村山市境の道路でございますが、こちらでの自転車と車両の衝突による死亡事故を受けまして、警視庁本部で対策を検討し、道路管理者である市に依頼があったものでございます。

市道12号線に出る脇道の止まれの標示の周りを赤く塗る強調標示とですね、市道第12号線にナビマークを設置するよう依頼があったものでございます。

それから、45ページ、道路補修事業費の補修の箇所はどこかということでございます。道路補修費につきましては、道路陥没等の緊急対応工事のための予算でございますが、今回、10件程度、予定してるところがございます。市道第3号線のけやき通りの歩道の根上りの処理のほか、現在その他9件ですね、対応しなければならない案件がございます。

他の場所については、場所については省略させていただきますが、桜の老木化による伐採や抜根、砂利道の舗装、舗装の水たまりの処理、舗装の劣化による補修などを予定してございます。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 予算書43ページ、44ページの商工費、新型コロナウイルス感染症対策事業費について質疑させていただきます。

消費活性化事業委託料の増額でございますけれども、今年度6月、8月に、このPay Payのポイント還元事業が行われたわけでございますけれども、これらの成果についてどのようなものがあったか、御認識を伺いたいと思います。

また、商工会との連携でメリットのあった点、また他自治体と同様の事業を比較をして、どのようなよい方策がとられたのか、この点について伺いたいと思います。

○産業振興課長（小川 泉君） 補正予算書43ページ、44ページ、新型コロナウイルス感染症対策事業費におき
ます消費活性化事業の委託料増額についての御質疑でございます。

まず最初に、成果についてでございます。決済額でちょっと申し上げさせていただきたいと思いますが、6
月に開催いたしました第4回、こちらが2億7,106万9,715円、8月の第5回、こちらは実績は確定しておりま
せんが、8月1日から22日までで1億7,070万9,396円と、昨年度から見ましても増加の推移をたどっておりま
して、新型コロナの影響を受ける市内の小規模店舗の売上げ向上に、着実に結びついているというふうを考え
ております。

また、当初、キャッシュレス決済に抵抗のあった事業者も、こうしたキャンペーンの結果を知るとともに、
今回、事業者向けにもですね、キャッシュレス決済導入に関する説明会を実施するなど、今回は新たに77店舗
がキャンペーンに参加を決め、参加店舗数が合計で445店舗となるなど、新型コロナ感染症の感染拡大防止策
として、非接触決済で行える部分をですね、普及を促したといったことで、新しい生活様式を推進することに
大きく貢献したというふうを考えております。

さらにアプリを通じて店舗の情報発信が行われたことにより、新規顧客の獲得や集客のアップにつながった
というふうにも捉えております。

続きまして、商工会との連携でメリットのあった点、また他の自治体と比較してどのようなよい方策がとれ
たかといったことでございます。

メリットにつきましてはですね、まず第1に令和2年9月に都内初としてキャンペーンが実施された点が挙
げられます。当市は令和2年7月の市議会臨時会における補正予算の議決後、いち早く実施できた。こうした
ことにつきましては、東大和市商工会との連携がスムーズであったからこそ、可能となったものというふう
に考えております。

また、店舗はですね、対象店舗ですが、こちらが445店、開始から262店の増に結びついておりますが、これ
も市内事業者に精通した東大和市商工会との連携を図りながら、キャッシュレス決済導入に向けて、市内事業
者へアプローチを実施できたことが、成果として現れたものというふうにも捉えております。

他の自治体との比較でございますけれども、キャンペーン実施に当たり、隔月実施、これを取り入れたこと
によりまして、事業者はですね、次回に向けて販売戦略を立てやすくなる。消費者は、還元されたポイントを
次回のキャンペーンに再度利用することができる。双方にメリットがあるというような形で結びついておりま
すので、こうしたことが貢献したというふうにも考えております。

さらに、当市では対象店舗を小規模店舗に限定した点や、決済事業者やキャンペーン条件を変更せずに繰り
返し事業を実施したこと、こうしたことが事業者、消費者へ浸透が深まり、成果に結びついたというふうにも捉
えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） それでは、2点、質疑をさせていただきます。

補正予算書の37、38ページの子供の予防費の予防事業費についてでございますけれども、高齢者肺炎球菌ワクチンの
接種率向上のため、接種者、自己負担分の補助をしていただけたということでございますけれども、事業内容の
詳細と対象人数、また見込める効果についてお伺いをさせていただければと思います。

また、コロナワクチン、今現在、接種しているところでございますけれども、ほとんどの対象の方が接種をし
た後かというふうに思いますが、この高齢者肺炎球菌ワクチンの効果については影響がないのかどうか、

お伺いをさせていただければと思います。

また、補正予算書の45、46ページの都市計画費の公園管理費についてでございますけども、公園等の維持管理、補修及び改修などに係る工事請負費ということでございますけども、工事の詳細と、どこの公園を考えていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

以上です。

○健康課長（志村明子君） 補正予算書37、38ページ、予防事業費についてでございます。

高齢者肺炎球菌ワクチンの補助事業の事業内容といたしましては、接種率向上のために、本人負担額5,000円のうち2,500円を補助するものでございます。

対象としましては、令和3年度に65、70、75、80、85、90、95、100歳となる方等で、3,450人を見込んでおります。また、効果といたしましては、自己負担の補助により経済的負担が軽減され、接種率の向上による高齢者の肺炎の重症化予防など、個人の疾病予防が充実されるものと推測しております。

また、新型コロナウイルスワクチンとの関連についてでありますけれども、厚生労働省によりますと、新型コロナウイルスワクチン接種から2週間の間を空ければ、ほかの予防接種を受けることが可能とされております。65歳以上の方の高齢者のワクチン接種は、既に7月で完了しておりますことから、10月から始まります高齢者肺炎球菌定期予防接種への影響はないものと考えております。

以上です。

○環境部長（松本幹男君） 補正予算書45、46ページ、公園管理費の中の公園等改修工事費でございます。内容といたしましては、市内の6か所の公園、こちらのほうも補修等を予定しております。まず、遊具の設置ということで、第一光ヶ丘公園、仲原東公園。

続きまして、雨水の流出対策といたしまして、芝中央公園と中北台公園。それと、あと上仲原公園を予定しております。内容としましては南西入り口広場、こちらの舗装が劣化しておりますので、舗装の修繕を行います。

次に、立野公園、こちらにつきましてはですね、遊具自体にゴムチップ舗装が施されているわけなんですけど、こちらが劣化してるので、これの張り替えを行うということで、計6か所の公園を予定しております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） すみません、補正予算書の45、46ページの公園管理費についてでございますけども、高木公園も実施をしていただけるということですけど、その点についても教えていただければと思いますので、お願いいたします。

○環境部長（松本幹男君） 補正予算書45、46ページの公園管理費、こちらの公園等維持補修工事費の増額でございますが、こちらにつきましては高木公園の改修を2か年に分けて行うものでございます。今年度につきましては、幼児など、親子で過ごすことができる空間、こちらのほうをつくろうというふうに考えておまして、内容としましてはパーゴラ、ベンチ、滑り台、砂場、こちらのほうを整備する予定を考えております。

また、2年目につきましてはですね、小学生などが利用します空間、こちらのほうを整備して、2か年で仕上げてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） それでは、補正予算書の34ページ、民間保育園等施設整備補助事業費で、谷里保育園の本園の改修を行うということですけども、これに伴って定員も変わるのかどうか、変わるのであれば年齢

ごとに増減ですね、どのようになるのか教えてください。

次に、補正予算書38ページの母子保健事業費のところ、スポットビジョンスクリーナーの購入費ですけれども、先ほど効果と導入時期につきましては御答弁ありましたので承知したんですが、これ検査機器の購入補助制度、厚労省が報道によりますと、この屈折検査の機器の購入の補助制度、来年度、創設する方針も固めたということで報道を読んだんですけども、こちら補助制度できる前に先行して購入した経緯についても教えていただければと思います。

次に、補正予算書46ページの公園管理費のところ、狭山緑地の管理費についてですが、アスレチック遊具、何種類か今あると思うんですが、これを順次、新しいものに変えていくという、そういう理解でいいのかということと、スケジュールについても教えていただければと思います。

○**保育課長（関田孝志君）** 補正予算書34ページですね、谷里保育園の定員についてでございます。谷里保育園につきましては、本改修によってですね、0、1歳児を清水一丁目保育園のほうに移します。これに伴いまして谷里保育園のほうは今199人、内訳で申しますと、ゼロ歳が20人、1歳が35人、2歳が36人、3歳が36人、4歳が36人、5歳が36人の199人で今運営しているところでございますが、来年の4月におきましては清水一丁目を含めてですね、谷里保育園という形で見れば、ゼロ歳が20人、1歳が55人、2歳が55人、3歳から5歳までが36人と、計238名の予定をしております。

以上でございます。

○**健康課長（志村明子君）** 補正予算書38ページ、母子保健事業費の備品購入についてでございます。

3歳児におきましては、その6割が視力が1.0に達する時期となっております。また、視力というものは、脳の感受性に伴って、就学前までに完成されるというふうに言われております。そのことから、3歳児健診において、弱視を早期に発見し、就学前に治療につなげることが非常に重要でありますことから、厚生労働省の補助制度創設前に、できるだけ早期に可能な時期から、この備品購入で検査機器を導入し、3歳児健診において弱視の早期発見に努めるものでございます。

以上でございます。

○**環境部長（松本幹男君）** 補正予算書45、46ページ、狭山緑地管理費でございますが、こちらにつきましては狭山緑地フィールドアスレチック、こちらのところに国産木材を使用しました幼児用複合遊具、こちらを1基設置することを考えております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 補正予算書の34ページの民間保育園等施設整備補助事業費のところですけども、そうしますと今ある谷里保育園の本園のところからは、0、1歳については移す、完全になくなるという理解でいいのかどうか確認をお願いします。

○**保育課長（関田孝志君）** 補正予算書34ページ、谷里保育園につきましてはですね、本園のほうからは0、1歳がいなくなって、清水一丁目保育園のほうに0、1歳が移るといような考え方でございます。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 補正予算書11ページ、12ページの地方交付税ですけども、当初予算から比べて8億3,572万1,000円ということで、かなり大きな増額になっています。消費増税などもあって、国のほうも過去最高の税収になったって報じられてますけど、この交付税財源が、こういうことで大幅に増大したということが要因なのか、ちょっと市がここの理由をどう考えてるのか伺います。

それから、28ページのマイナポイント予約・申込支援業務委託料増額ですけれども、9月までの取組の目標と実績がどうなっているのか伺います。

それから、38ページのスポットビジョンスクリーナー購入費ですけれども、金額でいうと、多分1台なんじゃないかと思うんですが、これは1台で充足するのか、足りるのかということですね、そこを伺います。

それから、40ページの資源物等選別作業委託料増額、先ほど選別方法の変更による増額というふうに御説明ありましたけれども、この内容を伺います。

それから、商工振興費のところ、消費活性化事業委託料増額のところ、6月と8月の実績からいって増額補正が必要だということの御説明でしたけれども、先ほどの御答弁だと、たしかこの予算は1億1,600万円の予算だったと思うんですが、実績で1億2,600万円ぐらいの、8月22日までの状況ですけどね。ということで5,200万円の増額が、必要になるのかどうかというあたりのこと。

それと関わって、同じ商工振興費のところ、中小企業者応援助成金があって、これも1億円近い予算が組まれていたと思います。昨年度の実績でいうと、314件ということなので、こちらがもし前年度と同じような実績であれば、こちらが財源になるということも考えられると思うんですけども、そこら辺の状況、中小企業者応援助成金の実績等についても伺います。

それから、56ページ、積立金で財政調整基金と公共施設等整備基金ですけれども、この今回の補正予算によって、財政調整基金の年度末残高の見込みが幾らになるのか。それから、公共施設等整備基金の年度末残高の見込みが幾らになるのか。

それから、財政調整基金については、標準財政規模の1割程度が適正額というふうに言われていると思いますが、当市の場合その金額は幾らなのか。

あと公共施設等整備基金については、行政改革大綱で、令和3年度末の目標額が決められていると思いますが、その目標額は幾らなのか伺います。

○環境部長（松本幹男君） 申し訳ございません。先ほどの私の荒幡議員からの質問に対する答弁で修正を、すみません、お願いいたします。

荒幡議員からの御質問で、補正予算書45、46ページ、公園管理費、こちらで一番最初に御質疑いただいた内容が、公園等改修工事費の増額の内訳を質問された際にですね、私の答弁がですね、実際にお答えした内容が、公園等維持補修工事費増額分の6か所の公園を補修するというふうに答弁したんですが、正しくは、一番最初の御質問にあった改修工事費の増額につきましては、高木公園の改修を行う費用となっております、再質疑をいただいた際の答えた部分、御質疑いただいたほうの補修が6か所の公園ということで、私の答えのほうは逆になっていたということで、申し訳ございません、訂正のほうお願いいたします。

○財政課長（鈴木俊也君） 補正予算書11ページ、12ページの地方交付税、普通交付税の増額についての御質疑でございます。

国のほうの予算についても、増大してるんじゃないかというような御質疑だったと思いますが、国の地方財政計画、令和3年度の地方財政計画でございますが、地方交付税につきましては約17兆4,385億円と、前年度、令和2年度と比べまして5.1%の増となっているところでございます。当初予算で当市の普通交付税の予算額については、令和2年度と同額というふうにさせていただいていたところでございますが、そちらについては増額がなかなか見込めなかった内容としまして、ここで国勢調査の速報値を使いまして、主に普通交付税の基準財政需要額の測定単位の基となります人口、こちらのほうがどの程度減るかというところがかめない、な

かなかその把握ができないというところがかなり大きくございました。また、当市だけではなくて全国的なお話もございますので、そのあたりの影響額が把握ができないというところは、かなり大きく出ております。

また、コロナの影響等もございまして、どの程度下がるのか、上がるのかというところもなかなか把握はしづかったところでもございます。

また一方で、臨時財政対策債、こちらが大幅に増額となるというような地方財政計画の内容となつてございましたので、通常であれば臨時財政対策債が増となるということは、普通交付税は下がるものというふうに考えておりましたので、そのあたりが国の予算の増と、市のほうの予算額がなかなか合わなかった部分ということになっているところでございます。

以上でございます。

続きまして、補正予算書の56ページでございます。12款諸支出金の基金積立金の中の財政調整基金と、公共施設等整備基金でございます。

こちらにつきまして、まず財政調整基金でございますが、令和3年度の第5号補正後の年度末の残高見込みでございますが、保健センターの移転補償分、こちらも含めました年度末の残高でございますが、約24億6,200万円となっているところでございます。

また、公共施設等整備基金、こちらの年度末残高についてですが、こちらは都市計画税の用途余剰金分、こちらを含めまして29億3,900万円となるところでございます。

また、標準財政規模に対しましてということなのですが、令和3年度の標準財政規模でございますが、こちらについては約175億5,500万円となるものでございますので、その10%という意味合いからしますと17億5,000万円というところでございます。

また、公共施設等整備基金、こちらの第5次行政改革大綱におけます目標金額、こちらについては年度末の現在高、16億円となっているところでございますが、こちらについては今後の公共施設等の老朽化対策に向けて、今、積み増しを進めさせていただいているところでございます。なかなかこの16億円という、この設定時の状況と、現在なかなか状況が異なるものというふうに考えておりますので、積立てのほうにつきましてはできる時になるべくしていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○情報管理課長（菊地 浩君） 補正予算書28ページ、マイナポイント予約・申込支援業務委託に関する御質疑でございます。

市としての目標額というのは特に設定してないんですけども、令和3年4月から7月末までの案内した等の実績の数字を申し上げます。いわゆるマイナンバーカードと電子マネー、マイナポイントまでのひもづけの作業まで終わった人と、それから案内、相談だけの人だけに分けて数字を申し上げます。

まず、設定まで終わった人は、4月から7月末までで1,137件でございました。

続きまして、案内、相談だけを受けて対応した方ですけども、494件でございました。

以上でございます。

○健康課長（志村明子君） 補正予算書38ページ、母子保健事業費の備品購入費についてでございます。

スポットビジョンスクリーナー、1台の購入を予定しております。また、充足するかどうかについてでございますが、1人当たりの検査に要する時間は、1秒で両眼がスクリーニングできるとされており、現在、3歳児健診の1回当たりの呼出し人数は35人前後でございますから、1台で十分対応できるものと考えており

ます。

以上です。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 補正予算書40ページ、委託料の資源物等選別作業委託料の増額分でございます。

こちら過去4年間、武蔵村山市さんのほうに搬入をさせていただいて、缶と瓶の選別作業をさせていただいておりました。この4月1日から、市内のほうで作業をさせていただく関係上、今、市内のほうの土地を借りまして、こちらのほうで作業させていただいているわけなんです、その中でどうしても限られた敷地の中で今、作業させていただいている関係上、安全上の問題ということと、重機の運転ということでの作業効率を向上させるという形がありまして、その関係上ありまして、今回、委託料ということでの増額という形にさせていただいてございます。

以上でございます。

○産業振興課長（小川 泉君） 補正予算書43ページ、44ページの新型コロナウイルス感染症対策事業費についての御質疑でございます。

まず、このたびの消費活性化事業の増額、こちらの5,218万2,000円の算出根拠でございますが、令和3年6月、8月のキャッシュレス決済による消費活性化事業、こちらは1か月の付与額を前年度の実績の分析及び繰り返し実施をしていることよっての伸び率、こういったことを勘案した上で予算計上したところですが、6月の開始から15日目には、1か月の付与上限、これを5,500万というふうに予測していたんですが、これの2分の1に値する2,750万を上回った3,114万814円となり、月の後半はですね、前半の約1.5倍の額に達することは過去の実績から判断されておりましたので、補正予算の締切りが6月の末ということもございましたので、そこで6月の付与の総額の予測と8月のキャンペーン、こちらもさらに上昇するのではないかとというふうに予測をしまして、増額分として5,218万2,000円を割り出したものでございます。

それから、同事業費の中における中小企業等応援金の実績についてでございますが、こちらはですね、当年は新型コロナウイルス感染症関連の融資を受けた市内事業者という条件の下、申請件数が674件ございまして、交付件数が同数の674件。当初の見込みがですね、セーフティネット認定事業者を911事業者というふうに見込んでおまして、9,110万円の予算でございまして、交付額が6,740万円というような状況になっております。

こちらは申請の実施時期が、7月31日までの実施時期となってございましたので、こちらの予算の執行を見据えるのはですね、ちょっと補正予算に絡めるのは、ちょっと非常に困難であったといった状況でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 補正予算書37、38の予防費の新型コロナウイルス感染症対策事業費のワクチンの関係ですけれども、12歳からの接種も検討されるということで情報が来ましたが、12歳から、年齢が低いとやはりいろいろ配慮する点もあるかと思えます。集団接種なのか、個別接種にしていくのかということと、あと学校との関係、学校があるときには接種ができないかと思えますけれども、そういったことですか、あと保護者の付添いについて、また副反応で欠席をするときの対応についてお伺いします。

○健康課長（志村明子君） 補正予算書37、38ページ、予防費、新型コロナウイルス感染症対策事業費についてでございます。

12歳から15歳の方の接種についてでございますけれども、昨日、接種券のほう送付していたところでございます。

接種の内容につきましては、集団接種と個別接種の併用としておりますけれども、現在、東大和病院と安全

な接種のために、最終的な調整に入っております。

接種日等の設定につきましても、学校の行事など考慮しながら、今、設定の段階に入っているところがございます。

また、保護者の方につきましては、接種券送付に御案内したパンフレットのほうに、コロナワクチンの効果と副反応について、そういったことの注意点のリーフレットを同封しており、接種をする前に、それらをよく読んで、よく考えて接種をするようにといった御案内も同時にしております。

すみません、東大和病院ではなくて、現在、東大和市医師会と最終的な調整に入っております。ちょっと訂正をいたします。申し訳ございませんでした。

最後に副反応についてでございますけれども、接種後の副反応による学校の欠席については、現在、具体的な学校側の調整等は確認をできておりません。今後それらについても、どのような対応が必要かどうか、確認してまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 1点、保護者の付添いについてはどのように、必須なのかどうなのかということについてお伺いします。

○健康課長（志村明子君） 保護者の付添いについてでございますけれども、15歳以下の方につきましては、保護者の同伴が必須ということで、御案内のほうにもそのような形の記述をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

○5番（森田真一君） 1点だけ教えてください。

36ページの児童措置費の中に、新型コロナウイルス感染症対策事業費として、民間保育園等の新型コロナウイルス感染症対策事業補助というふうに書かれています。この中身なんですが、保育園の従事者の方の検査の費用などが含まれているのかどうかという、事業の中に含まれているのかどうかというのをまずお伺いしたいと思います。

これとの見合いで、33ページ、34ページのところで見ますが、社会福祉費のところ、障害者福祉費などには、これに類するような事業は、今回、載ってないんですが、今、市内の障害者施設や、高齢者施設の方からお話を伺うと、今年度に入って定期的な検査が、令和2年度はあったんだけど、令和3年度に入ってから全然事業がないもので心配だというお話もありまして、こういった事業に手当てできなかったのかどうかということをお伺いしたいと思います。

また、先ほど他の議員の方から、この直近、8月のたしか24日だったと思いますけれども、菅首相の記者会見で、市町村に事業者支援、この新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分、追加交付として1,000億円、計上するという発表があって、先ほどの財政課長の御報告では4,481万円、この議会でまた補正が上がるというようなお話があったところではありますが、2段階構えということで、この議会で補助金活用して、こういった事業に充てられるというお話であったんだと思うんですが、これらの障害者施設、高齢者施設への検査が、臨時交付金を使ってできるのかどうかと。メニューは、今検討中ということでお話ありましたけれども、方向性として当てはめができるのかどうかという程度でよろしいかと思うんですけども、分かれば教えてください。

以上です。

○保育課長（関田孝志君） 補正予算書35ページ、保育園のコロナ対策でございますが、こちらにつきましてはですね、先ほどもお話したように備品や消耗品等の消毒に係る経費などを計上したものでありまして、検査については該当しないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○財政課長（鈴木俊也君） 同じく補正予算書35ページの関係でございますが、地方創生臨時交付金の事業者支援分、こちらについては先ほどと重複しますが、対象事業が新型コロナウイルス感染症により、経済活動に影響を受ける事業者への支援、また感染症防止強化策・見回り支援ということで、取組の例としましても中小・小規模事業者等への支援や、飲食、観光、交通事業者等への支援ということとなっておりますので、現在そのような形で何に活用ができるかということで検討しているところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） ぜひ、研究していただきたいなと、早急に研究していただきたいなというふうに思うんです。この8月、同じく20日でしたか、24日でしたか、忘れちゃったけど、多摩市では今年度2回、検査をするということ、市の単独事業で決めたというお話があったんですね。ぜひ、これ国の総務省の資料を見ますと、この活用ができる取組事例としては、今おっしゃられたように、飲食、観光、交通事業者等への支援ですとか、中小・小規模事業者への支援とメニューが並んでるんですけど、その中には並列して感染症防止強化策だとか、ワクチン接種の進捗後の円滑な事業再開ですとか、国が事業を行った場合だと、その上乘せを小出しということ、市町村が独自で行う場合なども示されているので、新型コロナウイルス感染症を抑制するというね、広い意味で言えば、これ市内の中小零細事業の一つであります福祉事業者についても、当てはまるんじゃないかなというふうに考えておりますので、これは希望ということになります。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔6番 尾崎利一君 登壇〕

○6番（尾崎利一君） 日本共産党を代表し、第54号議案 東大和市一般会計補正予算（第5号）に賛成の討論を行います。

本補正予算は、新型コロナウイルスの接種期間延長に関わる経費や、保育園、小・中学校等の施設整備に関わる経費、さらに消費活性化事業の実績に伴う増額補正など、必要な予算を確保するものとなっております。

中小企業者応援助成金については、日本共産党は助成対象の拡大を求めてきましたが、一定の対象拡大によって、件数で昨年度実績の2倍を超える支給実績となったことも確認できました。さらなる拡充を求めます。

今回、スポットビジョンスクリーナーを購入して、3歳児健診に使用することになったのは、弱視の早期発見、早期治療につなげるもので評価します。

消費税増税などにより原資となる国の税収が史上最高となったこともあり、地方交付税が当初予算の見積りから8億円以上も増額となりました。喫緊のコロナ対策など、市民の命と暮らしを守り、向上させるために活用するよう求めます。

補正額28億円のうち20億円以上は、決算に基づく一般会計繰越金増額及び特別会計からの繰入金等となっています。一般会計決算の黒字額は19億1,935万2,000円となり、近年では最高となりました。このほぼ全額が、本補正予算では基金に積み上げられました。財政調整基金に9億5,817万7,000円が積みまれ、年度末残高見込みは24億6,236万3,000円。公共施設等整備基金には9億4,616万円が積みまれて、年度末残高見込みは29億3,923万4,000円。一般会計積立基金の残高見込みは、総額で66億4,415万5,000円となっています。東大和市の財政調整基金の適正額は17億5,000万円程度。また、公共施設等整備基金の令和3年度末目標額は16億円となっており、いずれも適正額、目標額を大幅に上回っています。喫緊のコロナ対策に速やかに振り向けるべきです。

日本共産党市議団は、8月26日、市長、教育長にコロナ対策に関する申入れを行いました。コロナ感染急拡大のもと、感染した市民百数十名が自宅療養となり、事実上、放置に等しい状況となり、少なくない方々が命の危険にさらされています。野戦病院のような施設は当然必要ですし、市としては感染者の情報を立川保健所と共有して、これらの方々の命を救い、支援するために緊急の手だてが必要です。この点で希望する自宅療養者等に対して、食料品、日用品、パルスオキシメーター等の支援を9月から開始したことを、一歩前進として評価します。

小・中学校の2学期も始まっており、コロナ感染から子供を守ること、小・中学校を感染源にしないための徹底した取組も必要です。

迅速、安全なワクチン接種とともに、PCR検査を抜本的に拡充すること。コロナ危機で暮らしと雇用、営業が追い詰められている現状を打開する支援も必要です。

これらに加え、申入れでは、8月17日に首相が表明した3,000億円のコロナ交付金の具体化・活用も求めたところです。コロナ交付金具体化のための補正予算編成を急ぐとのことですが、コロナ交付金4,481万5,000円の枠にとどまらず、決算処理で積み上げた総額66億円以上の基金の一部を取崩し、喫緊のコロナ対策に速やかに、大胆に振り向けるよう求めます。

この点で、今回の決算処理で自由に使える財政調整基金に全額を積み立てるのではなく、目標額をはるかに上回っているにも関わらず、公共施設等整備基金に同額の9億5,000万円を積み立てる点については反対です。

一旦、財政調整基金に全額を積立て、必要に応じてコロナ対策に機動的に活用できるようにすべきです。

以上で賛成討論とします。

[6番 尾崎利一君 降壇]

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第54号議案 令和3年度東大和市一般会計補正予算（第5号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

午後 0 時 6 分 休憩

午後 1 時 30 分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 1 第 5 5 号議案 令和 3 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（関田正民君） 日程第 21 第 55 号議案 令和 3 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第 55 号議案 令和 3 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和 2 年度決算に基づく剰余金が確定したことなどに伴いまして、国民健康保険事業運営基金への積立金及び令和 2 年度の精算による一般会計への繰出金の計上や、保険給付費等交付金の増額など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の 1 ページをお開きいただきたいと存じます。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正で、第 1 項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 7,260 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 88 億 216 万 6,000 円とするものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正であります。

1 の歳入であります。

第 4 款の都支出金は 248 万 9,000 円の増額で、保険給付費等交付金の増額であります。

第 7 款の繰越金は 2 億 7,011 万 9,000 円の増額で、令和 2 年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

3 ページをお開きいただきたいと存じます。

2 の歳出であります。

第 2 款の保険給付費は 248 万 9,000 円の増額で、一般及び退職被保険者等高額介護合算療養費のうち、東京都が公費負担しているものについて、東京都に返還するために計上するものであります。

第 6 款の諸支出金は 2 億 7,011 万 9,000 円の増額で、令和 2 年度の精算に伴います国民健康保険事業運営基金への積立金及び一般会計への繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 12ページの国民健康保険事業運営基金ですけれども、今回、令和2年度決算で2億7,000万円の黒字が出て、2億4,080万3,000円を基金に積み立てるといっていますが、これによって令和3年度末の残高、基金の残高見込みが幾らになるのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 補正予算書12ページ、基金の残高についてですが、令和2年度末時点で基金残高は約3億3,427万円であり、今回の補正予算で約2億4,080万を積み立てる予定でございます。

令和3年度末の基金の残高見込みといたしましては、令和3年度当初予算に基金取崩し額1億6,737万6,000円を計上しております。

また令和3年度中に、東京都へ返還いたします保険給付費等交付金等ですね、令和2年度精算分によります返還金額も確定されておられませんので、具体的な金額は現在お示しできないところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 現状で分かる金額、確定していないものは言えないわけですから、現状で分かる金額を教えてください。

私の計算では、残高見込み4億円ぐらいになるということになります。この金額は、3回連続して1億円ずつの値上げをした結果、残高見込み4億円ということですから、1億円ずつの値上げ、全く不要だったということにもなるのではないかと思います、その点も合わせて見解を伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 令和2年度末基金残高に加えまして、今回の補正予算の積立て、暫定的な積立額になりますが、こちら足し込んだ基金残高につきましては、約5億7,000万円というところになりますが、先ほど申し上げましたとおり基金取崩し額、これが約1億6,700万と予定しておりますので、現時点での一時的な積立額といたしましては、約4億700万円というところになってくるかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第55号議案 令和3年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と

決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 第56号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（関田正民君） 日程第22 第56号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第56号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和2年度決算に基づく剰余金が確定したことなどに伴いまして、前年度繰越金の増額など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ102万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ204万3,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第2款の繰入金は13万8,000円の減額で、令和2年度の決算剰余金の確定に伴います一般会計繰入金の減額であります。

第3款の繰越金は115万9,000円の増額で、令和2年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第3款の諸支出金は102万1,000円の増額で、令和2年度の精算に伴います立野一丁目土地区画整理事業基金への積立金及び一般会計への繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第56号議案 令和3年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第23 第57号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（関田正民君） 日程第23 第57号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第57号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和2年度決算に基づく剰余金が確定したことなどに伴いまして、令和2年度の精算による国等への返還金の増額や、一般会計への繰越金の計上など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億9,889万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億624万2,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第5款の支払基金交付金は563万6,000円の増額で、令和2年度介護給付費の確定に伴います過年度分の交付金の計上であります。

第9款の繰入金金は100万円の増額で、第1号被保険者保険料還付金の増額に伴います基金繰入金金の増額であります。

第10款の繰越金は6億9,225万7,000円の増額で、令和2年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第6款の基金積立金は3億8,068万円の増額で、令和2年度の決算剰余金の確定に伴い、介護給付費等準備基金積立金を計上するものであります。

第7款の諸支出金は3億1,821万3,000円の増額で、第1号被保険者保険料還付金の増額及び令和2年度の精算に伴います国等への返還金の増額、並びに一般会計への繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○6番（尾崎利一君） 12ページの介護給付費等準備基金積立金のところですけれども、今回、決算処理ということで、7億円近い黒字を出して、その中で3億8,068万円が介護給付費等準備基金積立金に積立てるという補正予算ですけれども、このことによって積立金残高が幾らになるのか伺います。

令和3年度の積立金残高見込みが幾らになるのか伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 補正予算書11ページから12ページ、介護給付費等準備基金積立金の年度末残高ということでございます。今年度当初の基金残高は約7億5,600万円、そして今回ですね、積立額として約3億8,000万でございます。ただ当初予算で特別会計への繰入金として1億3,200万ほど計上しておりますので、これらを踏まえまして、まだ利息のほうは額、確定しておりませんが、見込額といたしまして約10億円の残高を見込んでおります。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 今回の補正予算そのものは、決算処理で、その点で不明な点はありませんけれども、この3億8,000万円、積み立てて年度末残高が10億円になるという状況を見ると、これだけの基金残高があれば、今回の介護保険料の値上げは結果的には必要なかったということになるのではないかと思います。この点の見解を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 基金残高に伴う介護保険料の値段の設定、料金の設定でございますけれども、今回ですね、この積立額は、令和2年度の決算によりまして生じた剰余金をですね、国等に返還いたしまして残額を多く積み立てるということでございます。

一方、介護保険料というものは、3年に一度見直しをかけますが、その計画期間の前年度に設定いたしますので、時系列的に見て今回の金額を反映させるということは不可能でございます。

以上であります。

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第57号議案 令和3年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第24 第58号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（関田正民君） 日程第24 第58号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第58号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

令和2年度決算に基づく剰余金が確定したことなどに伴いまして、令和2年度の精算による東京都後期高齢者医療広域連合への負担金の減額や一般会計への繰入金の上など、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,897万8,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第2款の繰入金金は4,804万8,000円の減額で、令和2年度の療養給付費負担金等の精算に伴います一般会計からの療養給付費繰入金の減額等であります。

第3款の繰越金は4,361万円の増額で、令和2年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

第4款の諸収入は1,094万4,000円の増額で、令和2年度の精算に伴います広域連合負担金の還付金の計上で

あります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の広域連合納付金は3,853万7,000円の減額で、令和2年度の療養給付費負担金等の精算に伴います広域連合納付金の減額であります。

第5款の諸支出金は4,504万3,000円の増額で、令和2年度の精算に伴います広域連合への葬祭費受託事業収入返還金及び一般会計への繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。

よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（関田正民君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第58号議案 令和3年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第25 陳情の付託

○議長（関田正民君） 日程第25 陳情の付託を行います。

8月26日、正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。
これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 1時51分 散会